

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和3年3月 24 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2000300 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2000076 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成 15 年 7 月 31 日は 31 万 6,000 円、同年 12 月 31 日は 33 万 1,000 円、平成 16 年 7 月 31 日は 36 万円、同年 12 月 31 日は 34 万円、平成 17 年 7 月 31 日は 32 万円、同年 12 月 31 日は 36 万円、平成 18 年 7 月 31 日は 34 万円、平成 27 年 8 月 31 日は 20 万円、同年 12 月 31 日は 27 万 5,000 円、平成 28 年 8 月 31 日は 17 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 7 月 31 日、同年 12 月 31 日、平成 16 年 7 月 31 日、同年 12 月 31 日、平成 17 年 7 月 31 日、同年 12 月 31 日、平成 18 年 7 月 31 日、平成 27 年 8 月 31 日、同年 12 月 31 日及び平成 28 年 8 月 31 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成 15 年 7 月 31 日、同年 12 月 31 日、平成 16 年 7 月 31 日、同年 12 月 31 日、平成 17 年 7 月 31 日、同年 12 月 31 日、平成 18 年 7 月 31 日、平成 27 年 8 月 31 日、同年 12 月 31 日及び平成 28 年 8 月 31 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 49 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

- 請 求 期 間 : ① 平成 15 年 7 月
② 平成 15 年 12 月
③ 平成 16 年 7 月
④ 平成 16 年 12 月
⑤ 平成 17 年 7 月
⑥ 平成 17 年 12 月
⑦ 平成 18 年 7 月
⑧ 平成 27 年 8 月
⑨ 平成 27 年 12 月
⑩ 平成 28 年 8 月

A社から請求期間①から⑩までに係る賞与の支払を受け、厚生年金保険料を控除されていた

が、厚生年金保険の記録では、当該期間の賞与について、請求期間①から⑦までは、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっており、請求期間⑧から⑩までは、標準賞与額の記録がない。調査の上、請求期間①から⑩までの標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間①から⑩までの賞与に係る給料支払明細書（写）、A社に係る給与所得の源泉徴収票（写）及び市民税・県民税に係る特別徴収税額の（決定）通知書（写）により、請求者は、当該期間において同社から賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支払日については、上記賞与に係る給料支払明細書（写）には記載がなく、事業主からの回答も得られなかつたところ、同僚照会において、賞与支払月までは特定できたものの、賞与支払日を特定できる回答が得られなかつたため、賞与支払月の末日と認定し、請求期間①は平成15年7月31日、請求期間②は同年12月31日、請求期間③は平成16年7月31日、請求期間④は同年12月31日、請求期間⑤は平成17年7月31日、請求期間⑥は同年12月31日、請求期間⑦は平成18年7月31日、請求期間⑧は平成27年8月31日、請求期間⑨は同年12月31日、請求期間⑩は平成28年8月31日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①から⑩までの標準賞与額については、上記賞与に係る給料支払明細書（写）において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与支給額から、平成15年7月31日は31万6,000円、同年12月31日は33万1,000円、平成16年7月31日は36万円、同年12月31日は34万円、平成17年7月31日は32万円、同年12月31日は36万円、平成18年7月31日は34万円、平成27年8月31日は20万円、同年12月31日は27万5,000円、平成28年8月31日は17万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年7月31日、同年12月31日、平成16年7月31日、同年12月31日、平成17年7月31日、同年12月31日、平成18年7月31日、平成27年8月31日、同年12月31日及び平成28年8月31日について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対して提出したか否か、また、当該期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、いずれも不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2000303 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 2000077 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成3年8月31日から平成4年3月7日に訂正し、平成3年8月から平成4年2月までの標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

平成3年8月31日から平成4年3月7日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和14年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成3年8月31日から平成4年3月7日まで

厚生年金保険の記録によると、A社に係る資格喪失年月日が平成3年8月31日となってい
るが、私は、平成4年3月6日まで同社に継続して勤務していた。

調査の上、平成4年3月7日をA社の資格喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映し
てほしい。

第3 判断の理由

請求者の陳述、複数の同僚の回答及び陳述、A社に係る商業登記簿謄本並びに請求者から提
出された同社に係る平成4年分給与所得の源泉徴収票により、請求者は、同社において、平成
4年3月6日まで継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険被保険者の資
格喪失年月日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年3月17日より後の
同年3月31日付けで、平成3年の定時決定の記録を取り消し、喪失年月日を遡って同年8月
31日と記録されていることが確認できる上、同社の代表取締役についても、当初、請求者と同
様に平成4年3月31日付けで、平成3年の定時決定の記録を取り消し、喪失年月日を遡って
同年8月31日と記録されていたことが確認できる。

また、A社において、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年3月17日と
同日に被保険者資格を喪失している複数の元従業員は、当時、同社は経営不振であり、会社倒
産により退職となつた旨回答している。

一方、上記商業登記簿謄本によると、請求者は、A社の取締役であったことが確認できるところ、同社の元従業員のうち1名は、人事関係はほとんど社長が行っていた旨陳述し、別の1名は、資金繰りや経理関係は完全に社長が一人で担っていた旨陳述している上、同商業登記簿謄本によると、請求者は、上記資格喪失処理日（平成4年3月31日）より前の平成4年2月28日に取締役を辞任していることが確認できることから、請求者が当該資格喪失処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成3年8月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日については、上記のとおり認められる請求者の離職日（平成4年3月6日）から平成4年3月7日に訂正することが必要である。

また、請求者の平成3年8月から平成4年2月までの標準報酬月額については、上記喪失処理前の厚生年金保険の記録から、53万円とすることが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 2000312 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 2000016 号

第1 結論

平成 7 年 * 月から平成 10 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 50 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 7 年 * 月から平成 10 年 3 月まで

私が 20 歳になった平成 7 年 * 月に、父親が、A 区役所で私の国民年金の加入手続を行い、平成 10 年 4 月に就職するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれていたにもかかわらず、請求期間が未加入による未納となっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20 歳になった平成 7 年 * 月に、父親が、A 区役所で請求者の国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張しているが、請求者は、国民年金の加入手続及び当該期間の保険料の納付について直接関与しておらず、それらを行ってくれたとする父親は高齢のため、証言を得ることができないことから、請求者の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、請求者の主張どおり、請求者が国民年金に加入し国民年金手帳記号番号が払い出されていた場合には、当該番号が平成 9 年 1 月 1 日付け基礎年金番号として付番されるところ、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は、平成 10 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した時に付番されており、同日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者は自身の名前を間違えて読まれたことがあると主張しているところ、請求者の名前及び間違えて読まれたとする名前を含め、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査を行ったものの、請求者に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、B 市 A 区は、請求者に係る国民年金加入期間及び保険料納付状況を確認できる資料

については、保管していない旨回答している。

また、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、ほかに請求者が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。